

個人情報保護に関する基本方針

新潟県厚生農業協同組合連合会（以下「当厚生連」という。）は、個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護することを社会的責務と認識し、以下のことを宣言します。

1. 関係法令等の遵守

当厚生連は、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を適正に取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および厚生労働大臣をはじめ主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

「個人情報」とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいいます。

また、当厚生連は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当厚生連は、個人情報の取り扱いにおいては、個人情報に関する個人の権利を尊重し、収集目的・利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめ施設内掲示等により公表し、ご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

3. 適正取得

当厚生連は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当厚生連は、利用目的の範囲内で個人データ及び特定個人情報を正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当厚生連は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、患者・利用者の皆様への医療等の提供のため通常必要な範囲の利用目的について、あらかじめ施設内掲示等により公表し、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。

また、当厚生連は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 開示・訂正等

当厚生連は、保有個人データについて、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 苦情窓口

当厚生連は、取り扱う個人情報について、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に対応し、そのための内部体制の整備に努めます。

8. 継続的改善

当厚生連は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

新潟県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 菊池正緒

平成17年4月1日 制定

平成27年10月5日 最終改訂